

## ○川崎市社会教育委員会議規則

昭和52年 1 月27日教委規則第 1 号

## 改正

平成12年 2 月 1 日教育委員会規則第 3 号

平成26年 3 月26日教育委員会規則第 5 号

平成28年 1 月28日教育委員会規則第 1 号

## 川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

**第 1 条の 2** 条例第 2 条第 2 項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(議長及び副議長)

**第 2 条** 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各 1 名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2 年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

**第 3 条** 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月 1 回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

**第4条** 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

**第5条** 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べるができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

**第6条** 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成12年2月1日教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

### 附 則（平成26年3月26日教委規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則（平成28年1月28日教委規則第1号）

この規則は、平成28年5月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年6月1日から施行する。

#### 別表（第6条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会 館専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者
幸市民館専 門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経

			<p>験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
中原市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者</p>
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者</p>
宮前市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者</p>
多摩市民館	館における各種の事業の	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長

専門部会	企画実施について調査審議すること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</li> <li>(4) 学識経験者</li> <li>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> </ul>
麻生市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区内に設置された学校の長</li> <li>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</li> <li>(4) 学識経験者</li> <li>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> </ul>
図書館専門 部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内に設置された学校の教育職員</li> <li>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</li> <li>(4) 学識経験者</li> <li>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> </ul>
青少年科学 館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内に設置された学校の教育職員</li> <li>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 市内在住の自然科学に関する知</li> </ul>

			<p>識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
日本民家園 専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<p>(1) 市内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
有馬・野川生涯学習支援 施設専門部会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>
青少年教育 施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	<p>(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>

日 時：令和5年10月17日（火）13時30分～14時50分

会 場：高津市民館11階 第4会議室

出席者：迎部会長、角田副部会長、志水委員、仙北谷委員、田村委員、松崎委員、川口委員、渡部委員

欠席者：なし

事務局：坂尾館長、岡部分館長、細谷係長、下間係長、藤井主任（記録）

傍聴者：なし

## 1 開会（進行：下間係長）

・開催要件が満たされたことを確認

・資料確認

①令和4・5年度 第6回社会教育委員会議高津市民館専門部会 次第

②令和4・5年度 第6回社会教育委員会議高津市民館専門部会 名簿

③川崎市社会教育委員会議規則（資料1）

④令和4・5年度 第5回社会教育委員会議高津市民館専門部会 摘録（案）（資料2）

⑤令和5年度生涯学習支援課（高津市民館・橘分館）事業一覧（資料3）

⑥高津市民館青少年教室事業「小学生のための絵本作り講座」アンケート（資料4-1～3）

⑦高津市民館現代的課題学習事業「MANABU」アンケート（資料5-1～3）

⑧高津市民館市民自主企画事業「中高生建築講座」アンケート（資料6-1～3）

⑨専門部会報告書作成スケジュール（資料7）

⑩専門部会報告書の章立て（案）（資料8）

⑪事業チラシ及び高津市民館だより・プラザ橘だより 全22枚

## 2 館長挨拶

坂尾館長より挨拶。

## 3 部会長挨拶

迎部会長より挨拶。

## 4 議事事項（進行：迎部会長）

### （1）第5回専門部会摘録（案）について

下間係長より資料2を確認、修正等はなし。

### （2）令和5年度高津市民館・橘分館事業進捗状況について

細谷係長より資料3をもとに説明を行った。

Q：新型コロナウイルス感染症流行期間中に生まれた赤ちゃんに対する育児支援事業はあったか？（迎部会長）

A：事業が半年間停止し、その後保育付き講座も避けるよう本庁から指示があった。同室保育については各館判断で実施した館もあったが、高津では行っていない。→その時期に生まれた子どもに対する支援が空白であったという不安の声がある。

3、4歳児について振り返りのような機会を設けて欲しい（迎部会長）

### (3) 高津市民館専門部会の調査審議事項について

#### ア 市民向けアンケート調査の集計結果について

細谷係長より資料4～6をもとに説明を行った。

Q：「中高生建築講座」のアンケート項目F9の回答で「その他」の内容は何か

(松崎委員)

→資料6-2の「その他 自由記述」に書かれている (川口委員)

Q：ねらったターゲットが来ていたのか確認したい。(小学生のための絵本作り講座について) 高学年が少ないように思う。参加者の年齢層は意図した通りだったか？

(川口委員)

A：実際には高学年の申し込みもあったが、低学年の申込みが多かったため抽選により結果的に4年生以下が多かった。本来であれば、高学年にももう少し来て欲しかった。低学年と高学年が一緒の講座だったため学年が異なる子どもたちの助け合いや成長する姿が見られて勉強になる講座だった。

→回数を重ねることで子ども同士の関係性が出来て、グループワークのねらいが見えたということか (川口委員)

Q：(MANABUについて) 対象は中学生から大学院生か？ (川口委員)

A：大学生は本来対象ではないが、フリースペースであり空いていれば使いたいという要望があり入れた。

→大学院生だと年齢的に社会人に近いので、話を聞けるといいかもしれない

(川口委員)

Q：(昨年度に比べて) 混みあっていたか？ (川口委員)

A：去年よりは多い。来てみると良かったというリピーターが多い。今まではチラシを学校で人数分配っていたが、今年は2次元コード付きのポスターを貼るようにした。高校生などはその方が良い。

Q：(中高生建築講座について) 興味のある中高生が来てくれたということか

(川口委員)

A：定員には達しなかったが、多くの参加があった。

Q：面白いリノベーションがあったか？ (迎部会長)

A：平屋にする、何階建てかにする、みんなが集まるスペースを作りたいなどそれぞれの発想が出た。限られた時間の中で積極的に話し合いを進めるため、あえて男女・学年を分けて市民の企画運営委員がグループを作り、活発な意見交換ができた。

Q：このような講座は今までなかったように思う (角田副部会長)

A：なかった。これは昨年審査していただいた市民提案による市民自主企画事業。

Q：絵本はどんな絵本ができたか。(迎部会長)

A：お母さんについてとか、戦隊ものとか様々な内容があった。初回はできないことがショックで泣いていた子が、講師の助言により自信を持つとどんどん進んでいき、

最後には全員が絵本を完成させ発表も積極的に行った。学年の支え合いもあり、子どもの成長を感じた事業だった。

<意見>

どこにもない試みの講座だと思った。できれば何年か続けて経過を見ると講師の先生方にもつかめるものがある。(迎部会長)

Q：写真撮影はしていないか。講座の様子や作品が分かるとアンケートの内容が伝わりやすい(志水委員)

A：後方からの撮影については事前に許可を取って撮影している。絵本作り講座については市民館日より10月1日号に写真を掲載している。ただしMANABUについてはフリースペースのため許可も取っていないので撮影はしていない。

Q：非常にユニークな企画。この後どう継続・展開・告知していくのか(仙北谷委員)

A：学校の学習ではない“学ぶ”というところ、自分を高めるところに小学生から高校生まで興味・関心を持っているので、世代に合った講座をやっていきたいと考えている。広報で良かったと思うのは、学校でのポスター掲示が中高生に効果があったこと。学校というところから安心感があるのではと感じた。引き続き協力を求めながら広報していきたい。

Q：冬休み期間に関してはどうか(仙北谷委員)

A：広報・計画については、4ヶ月以上前から進める必要があるので冬休みの開催は厳しい状況。MANABUについては、春休み期間の開催を予定している。参加しやすいのは夏休み。春休みは学年が変わる時期なので、なかなか参加が難しい。

Q：広報に関して、チラシ配布など学校の協力体制はどうか(迎部会長)

A：各校に快くご協力いただいているが、ポスターやデータ配信等学校により違いがあるため、各校の希望に合わせて依頼している。

・学校もギガ端末の設置などデータ配信の方がやりやすいのか(角田副部会長)

・小学校については学校だよりなどを配信で流している学校もあるが、紙ベースの学校もありそれぞれ異なる。子どもがギガ端末から直接資料を見るというのは、小学校ではあまりない(渡部委員)

・中学校でもあまりないように思う。「ミマモルメ」というアプリが導入されて小・中学校ではこれから配信する。そのアプリに載せられる形になっていると教務主任などの負担が減るのでは。配信する内容は開示請求に対応できるよう報告の必要があるのでは、頻繁になるとそこで詰まると思う(川口委員)

→今後広報の方法は変わっていく。その都度各校の方法に合わせて依頼していく。

## イ 報告書の作成スケジュールについて

坂尾館長より資料7をもとに説明を行った。

Q：報告書(案)について各委員が意見を出し、検討するというところでよろしいか?  
(迎部会長)

A：今回のテーマは、コロナの間に事業が止まっていたのがまた再開し始めているということで、再開に向けての市民館での取り組みをまとめたいと思っている。

Q：講座をどのような時期、対象、内容でやればいいかを章立ての中に入れ込むことになるだろうが、その際に絵本など出来たもの、作ったものも入れ込むとより伝わりやすくなると思う（迎部会長）

・ちょうど絵本講座募集開始の日に市民館に立ち寄ったが、電話がすごかった。アンケートにプラスして、写真など様子の分かる資料、ビジュアルで分かるものがあると、講座の魅力が分かりやすい。

A：内容については章立ての部分でお話させていただく。スケジュールに関してはこのような形でよろしいか。

（反対意見なし）

#### ウ 報告書の章立てについて

坂尾館長より資料8をもとに説明を行った。

Q：サークル祭りの参加者は、高齢者が多いのか？（迎部会長）

A：一部小学生や20代もいるが、全体的には高齢者が多い。

・世代ごとのニーズの違いが見られたら面白いと思った。色々な世代のニーズが分かれば、もっと市民館に興味を持ってもらえるようになる。（迎部会長）

→次回専門部会にて報告書（案）について検討を行う。

#### 7 その他（進行：下間係長）

##### （1）今後の開催日程（案）について

第7回 12月 5日（火）13時30分～15時30分

第8回 2月24日（土）13時00分～17時00分

以上のとおり決定。

Q：全市7区の市民館で情報交換を行う機会があれば知りたい。（松崎委員）

A：各館の係長級が毎月集まる振興部会がある。その他に各事業の担当者会議が年に1回、多くて2回程度行われる。そこでどういった事業を開催しているか、どういう広報をしているかなどの情報交換を行っている。

地域性により事業内容に違いが出ることも含めて情報共有している。

Q：各館によりカラーみたいなものがあるか。（松崎委員）

A：市民館のカラーというよりその区で求められているところや、地域性を前面に出してその区を知るといったテーマを設けるといこともしている。地域の皆様のことを考えながらアプローチを考える感じ。

Q：報告書にうたっている「にぎわい・まなび」は良くなっているのか？（田村委員）

A：講座の申し込みは非常に多い。ほぼ定員を超えている。

#### 8 閉会

※委員会後（下間係長）

- ・コピー機については、現在調整中。
- ・イスの設置についても要望が多く寄せられており、検討していく。

以上

## 令和5年度生涯学習支援課(高津市民館・橋分館)事業一覧

社会教育振興事業			
事業名	事業内容	高津市民館	橋分館
<b>社会参加・共生推進学習事業</b>			
識字学習活動 (高)458千円	日本で生活する外国人などが、日常生活に必要な基礎的日本語を学ぶとともに日本人と外国人が互いの文化等を学び合い、多文化共生社会の創造をめざします。	午前コース 4月19日から3月13日 水曜日10:00～11:30 35回 夜間コース 4月20日から3月14日 木曜日19:00～20:30 35回	
識字ボランティア研修 (高)115.5千円	識字学習活動等に参画するボランティアの資質の向上を図り、外国人と日本人が共に生きる多文化共生の地域社会をめざします。	・識字ボランティア入門研修 6月4日(日)～10月28日(土)全10回 定員20人 受講者数23人 ・識字ボランティアブラッシュアップ研修 午前コース:11月22日(水)、令和6年2月7日(水)14:00～16:00 全2回 定員25人 受講者数25人 夜間コース:1月頃予定 全1回	
障がい者社会参加学習活動 (高)205.6千円	障がいのある人の社会参加を図るため、障がいのある人もない人も共に交流等を行い共生社会の実現をめざします。	5月～3月の原則第4日曜日 全10回(8月除く) 登録ボランティア13人 参加者数29人	
障がい者ボランティア研修	「障がい者社会参加学習活動」のボランティア等に、障がい者の理解やボランティア活動のあり方等に関する学習機会を提供し、障がい者の学習権保障の充実とボランティアの人権意識の向上をめざします。		
<b>市民自治基礎学習事業</b>			
[普遍的課題学習活動]			
平和・人権・男女平等推進学習 (高)170千円	憲法・教育基本法の理念に基づき、平和や人権尊重、性による差別や人権に関する問題解決に向けた学習を通して、共に生きる地域社会の創造や男女共同参画社会の形成をめざします。	【平和・人権】「13回目の星空と、100回目の空の下で～震災と人権を考える」 2/3～3/2(土)※期間中2/11のみ(日) 全5回 中学生以上の関心のある方20人 関東大震災から100年、東日本大震災から12年目の13回忌となる節目の年である2023年度に、多くの「命」や「人の尊厳」を危険にさらした大震災の記録や経験を人権の視点から振り返る。震災の危険に向き合い「自分事」としてとらえることで、後世にどのように伝え、地域でどう支え合っていくかについて考える機会とする。 【男女平等】思春期の子どもたちの心と体を育む家庭での性教育 11/12(日)～12/8(金)全5回 小中学生の保護者及び関心のある方20人 受講者数11人 5人の企画委員と「思春期の子どもたちの性」をテーマに企画。性教育の現状を知り、新たな視点を持って家庭での性教育を行うことで、子どもの自尊心や自分を差別や暴力等に負けない内面的な強さを育てるようになることを目指す。	
[世代別学習活動]			
青少年教室事業 (高)65千円 (橋)110千円	小学生・中学生・高校生等を対象として、青少年期の課題解決や地域参加に向けた学習機会を提供し、地域の中での仲間づくり、つながりづくりを促進します。	市制100周年記念プレ事業「小学生のための絵本作り講座」 絵本作りを通して子どもたちの表現力と自己肯定感の向上を図る。 7月1日(土)～29日(土) 全5回 定員15人 受講者数20人	市制100周年記念プレ事業「はじめての絵本づくり講座」 絵本づくりに係る知識を学習し、絵本に対する興味・関心を高めながら、主体性や想像力の育成を図る。 7月24日(月)・28(金)・31日(月)・8月1日(火)・3日(木) 全5回 定員10人 受講者数7人
シニアの社会参加支援事業 (高)87.5千円 (橋)110千円	地域の課題解決、地域活動の参加に向けた学習機会を提供し、シニア自らの経験や知識・能力を活かして地域社会で活動できるよう支援します。	「家計と家庭の見直し講座」 自分の暮らしの見直しを通して、地域社会との関わりの大切さを学ぶ。 6月23日(金)～7月21日(金) 全5回 定員20人 受講者数22人	市制100周年記念プレ事業「はじめての絵本づくり講座」 絵本づくりに係る知識を学習し、絵本に対する興味・関心を高めながら、主体性や想像力の育成を図る。 1月12日(金)～3月1日(金) 全7回 定員10人
高齢者セミナー (高)81千円	高齢期の課題解決に向けた学習機会の提供し、学習を通じた、生きがいづくりや健康づくりを促進し幸福な高齢期をおくれるよう支援します。	2月22(木)～3月21日(木) 全5回 内容「65歳からの転ばぬ先のフレイル予防」 定員20人	
[子育て・共育学習活動]			
家庭・地域教育学級 (高)153.5千円 (橋)73千円	家庭教育の充実を図るために、学齢期の子どもたちの成長や親子関係について学びます。	①乳幼児の保護者向け講座 9月28日(木)～10月26日(木) 全5回 内容「はじめての赤ちゃんのいる暮らし」 定員0歳児と保護者15組 受講者数(組)15組 ②学齢期の保護者向け講座 10月26日(木)～11月30日(木) 全5回 内容「これから反抗期を迎えるわが子のために」定員20人 受講者数23人	①「0歳からの子育て」 5/26～6/23 主に金曜午前 全5回 定員:0歳児と保護者10組 受講者(組)7組 ②「0歳からの子育て同窓会」 6/30(金)午前 受講者(組)6組 ③親子向け単発講座 2月開催予定
市民館保育活動 (高)122千円 (橋)21千円	幼い子をもつ親の学習機会を保障するため、主催事業に保育を併設し、子育て環境の醸成をめざします。	年間。保育ボランティア12人登録	年間。保育ボランティア8人登録
[家庭教育推進事業]			
区家庭教育推進連絡会	市家庭教育推進連絡会における協議に基づき、地域や家庭の教育力向上に向けた協議を行います。	年度内1回～2回実施予定 第1回6月(書面開催)	
PTA家庭教育学級講師派遣	市内小学校PTA等で開設される家庭教育学級に講師を派遣します。	区内各小中特別支援学校PTA17団体内 14団体実施(予定)	

<p>子育て支援啓発事業 (高)48千円 (橋)10千円</p>	<p>地域の身近な子育て情報を収集し提供するための交流を中心とした集会を実施します。</p>	<p>①「キュービランド」5月～3月(8月はなし)第2火曜午前の全10回。 0歳から1歳11ヶ月の親子(第1子)を対象としたフリースペース 高津区在住を優先するが定員に満たない場合は他区からの参加も可 ②「ぼかぼかおはなし会」4月～3月第3金曜午前の全12回。 未就学前の親子を対象にした絵本の読み聞かせ。(事前申込制7組)。 ③「親子フリースペース ぶらっと」9月～3月概ね第2木曜午前の全7回。 2歳～未就学児の親子を対象としたフリースペース 高津区在住を優先するが定員に満たない場合は 他区からの参加も可</p>	<p>①「子育てひろば」5月と7月、9月からの第2金曜午前の全9回。0歳から就学前の親子を対象(7月までは事前申込制)。 ②「絵本パーク」毎週水曜日、午後1時から4時まで、全50回(12月28日と1月4日は除く)。0歳から就学前の親子の絵本の読み聞かせ等のフリースペース。 ③「親子ふれあい読書」毎週土曜日と日曜日(5/6～3/31)の10:00～16:30で実施。0歳から就学前の親子の絵本の読み聞かせ等のフリースペース。</p>
--	--	---	--

市民学習・市民活動活性化事業

<p>市民自主学級</p>	<p>生活課題や地域課題等の解決に取り組もうとする市民が、広く地域に呼びかけて行う自主学習活動を推進します。</p>
<p>橋分館 (橋)150千円</p>	<p>①「おとなのおはなしかい」9月～令和6年3月(実施団体:おとなのおはなしかい企画委員会) ②「子どもチャレンジクラブ」7月～令和6年3月(実施団体:子どもチャレンジクラブ実行委員会)</p>
<p>市民自主企画事業</p>	<p>学習・文化・芸術の振興や市民の交流ネットワーク化に向けて、多様な形態の事業を市民参画で実施します。</p>
<p>高津市民館 (高)259千円</p>	<p>①「中高生建築講座」8月23日(水)13:00～16:30(企画運営:建築と子どもプロジェクト) 対象者 市内在住・在学の中高生30人 受講者数22人 ②「つながる・まなぶ パパママ4年生」(企画運営:それゆけ!にじいろ銀河の会) ・親子で体を動かそう 11月19日(日)10:00～12:00 全1回 15組 参加者数15組 ・親子で音楽を楽しもう 1月21日(日)10:00～12:00 全1回 10組程度 ・親子で野菜を収穫しよう 3月3日(日)10:00～12:00 全1回 10組程度 ③「川崎でいきる外国ルーツの子どもたちの今」11月18日(土)13:00～15:30(企画運営:幸国際子育てクラブトントン) 参加者数47人</p>

[市民エンパワーメント事業]

<p>市民エンパワーメント研修 (高)93.5千円 (橋)71千円</p>	<p>市民自らが考えながら生活・地域課題等に取り組むために市民活動・ボランティア活動に関する学習機会を提供します。</p>	<p>「地域で行う外国につながる子どもの学習支援」 6月3日～7月29日 土曜日 全5回 定員20人 受講者数 28人</p>	<p>「大人が楽しむ、子どもも楽しむ遊びの世界」 2月8日～3月14日 木曜日 全5回 定員12人</p>
<p>市民講師活用事業 (高)57.5千円</p>	<p>様々な分野において豊富な経験や資格、技術等を持っている市民が、地域の生涯学習における身近な学習支援者「市民講師」として活躍できるよう育成・支援を行います。</p>	<p>「市民講師、はじめてみませんか。2023」 11月2日(木)～11月30日(木) 但し、23日(木)を除く 全4回 対象:原則、高津区在住の方 10人 参加者数10人</p>	
<p>「寺子屋先生スキルアップ研修」</p>	<p>対象者を現役寺子屋先生及び寺子屋先生登録者を基本とし、寺子屋先生のフォローアップを行うことで、地域の寺子屋事業の活性化及び地域教育力の向上をめざす。</p>	<p>南・中・北で開催。 中部は中原・高津・宮前3館合同で開催。 開催日時:9月28日(木)10:00～12:00 会場:高津市民館 対象:市内中学校寺子屋先生 定員:60人 参加者数36人</p>	
<p>「地域の寺子屋事業」情報交換会</p>	<p>寺子屋事業のより良い運営と運営上の負担軽減を目指して、各寺子屋における好事例の共有や運営上の悩みなどの様々な情報を交換する。</p>	<p>南・中・北で開催。 中部は中原・高津・宮前3館合同で開催。 開催日時:11月8日(水)午前 会場:中原市民館 対象:高津・宮前・多摩・麻生区内の小学校寺子屋コーディネーター 参加者数:43人</p>	
<p>PTA活動研修 (高)77千円</p>	<p>子どもの健やかな成長を支えるPTA活動の研修をします。</p>	<p>5月11日(木)～6月1日(木)10:00～12:00 全5回 対象:区内小中特別支援学校PTA会員 出席者数 述べ80人</p>	
<p>生涯学習交流集会 (高)5千円 (橋)11千円</p>	<p>いきいきとした各区の社会教育の展開に向けた意見交換や成果発表などの交流を通して、市民が主体的に学ぶ地域の生涯学習環境の醸成を図ります。</p>	<p>令和5年度高津市民館市民自主学級・市民自主企画事業実施報告と主に市民館を拠点として活動する区内の市民団体の活動報告を目的とした展示。 令和6年2月23日～3月6日(予定)</p>	<p>第24回プラザ橋まつりを11月3日(金)参加者433人 実行委員会:7月8日・10月14日・11月25日 土曜日 午前</p>

学習情報提供・学習相談事業

<p>学習情報提供・学習相談事業 (橋)1千円</p>	<p>市民の主体的な学習活動・市民活動の支援策の一環として、様々な学習情報・市民活動等の情報を収集・整理し、適切な形で公開・提供する。</p>	<p>受付窓口にて情報提供及び相談対応を実施。</p>	<p>受付窓口にて情報提供及び相談対応を実施。</p>
---------------------------------	---	-----------------------------	-----------------------------

市民・行政協働・ネットワーク学習事業

<p>行政区・中学校区地域教育会議推進事業</p>	<p>家庭・学校・地域の連携により、区内の子育てや生涯学習ネットワークづくりと教育への市民参画システムづくりを行います。</p>		<p>全体会他</p>
<p>行政区生涯学習推進会議</p>	<p>市及び区の生涯学習推進基本計画にもとづき、生涯学習に関する行政職員による会議を行います。</p>	<p>7月27日(木)14時～15時30分 令和6年2月(予定) 2回開催</p>	
<p>課題別連携事業</p>	<p>地域での子育てや福祉、環境などの課題に協働して取り組むため、関係機関や市民と連携した会議や事業を実施します。</p>	<p>①第44回高津市民館サークル祭 6月11日(土)、12日(日)開催 参加者数 約600人 ②他機関等との連携事業 「あつまれ!1・2・キッズ」4月～3月 月1回(8月以外)(保育所等・地域連携担当) ③広場・交流事業 「ふれあい子育てサロン きらり」 4月～3月 月1回(8月以外) (高津区民生児童委員児童委員協議会、高津区児童委員活動強化推進委員会担当)</p>	<p>①地域子育て支援事業「あつまれキッズ」 4月～3月 月1回(8月以外)(保育所等・地域連携担当) ②夏休み子ども映画会 7月25日(火)(橋出張所) 参加者数58人</p>
<p>地域学習・文化団体連携推進事業</p>	<p>地域の学習活動を推進している学習・文化団体とのネットワーク化や事業連携の推進を通じ、市民の主体的な学習活動の活性化、地域の文化や教育力の向上を目指します。</p>		

現代的課題対応学習事業		
地域コミュニティ交流 ・学習事業 (橋)	地域コミュニティ課題解決あるいは地域コミュニティの活動・交流に係わる学習機会提供し、市民自らが地域の課題解決や活動・交流に参加していただけるよう支援する。	①コミュニティカフェ「ふらっとひだまり」 6月27日(火)午前 参加者数13人 9月21日(木)午前 参加者数 5人 11月16日(木)午前 参加者数27人 ②「ゆずりっこデー」 9月3日(日)午前 出品者数12組(29人) 参加者数72人 (大人56人、子ども16人)
現代的課題学習事業 (高)71千円	現代的、今日的な課題に係わる学習機会を提供し、今を生きる市民の学習を支援します。	①MANABU(夏期) 全16席 7月31日(月)～8月11日(金・祝)実施 参加者数延べ41人 ②MANABU 全16席 3月20日(水)～3月29日(金)実施予定 各日2部制 1部10:00～12:00/2部13:20～18:30 各最終日のみ2部17:00終了 イベントスペースを活用し、中高生の学習スペースを提供する。学生ボランティアグループ「かわさき芽吹塾」による学習支援をあわせて行う。

教育文化会館・市民館学習環境整備事業		
社会教育委員会 高津市民館 専門部会	市民館の円滑な運営をはかるため、調査審議を行います。	
刊行・広報活動 (高)594千円 (橋) 80千円	学習記録や調査研究書の作成、館のたよりやホームページなどにより学習情報の公開を図ります。	市民館だより年6回(偶数月発行) 7,200部 館内及び各区役所等公共機関に配架、HPにも掲載。区内町内会に回覧依頼。 各事業の案内をHPに掲載するほかエレベーター内に掲示。
情報機器整備事業	総合教育センター視聴覚センターと連携して視聴覚機材を貸し出します。	視聴覚教材、機材を貸出
16ミリ映写機操作技術講習会	16ミリ映写機の操作方法及びフィルム活用について習得します。	総合教育センター主催事業

地域課題対応事業	
たかつ学習・文化ネットワーク事業	地域資源を活用し、コミュニティの活性化を図るため、多文化共生推進事業、生涯学習推進事業の2事業を実施します。
多文化共生推進事業 (高)490千円	市民が違いを認め、理解しあい、共に生きる社会づくりにむけ、外国人市民等、様々な人々のもつ文化との出会いや日常生活に即した交流機会を提供し、地域の特性や市民交流が豊に息づく多文化共生社会の実現を目指します。
地域めぐり	「外国人市民とともに楽しむ まちあるき」 区内で活躍する高津シルバーガイドを講師に招き、地域の魅力を発掘する地域めぐりを7月2日(日)13:00～16:00 小黒恵子童謡記念館を中心に神社・仏閣も見学散策する。定員15人 参加者数:外国人市民13人、日本人市民19人 計32人
多文化防災訓練	「高津地区防災訓練参加」 区役所危機管理担当・町内会と連携し東高津小学校にて開催される「高津地区防災訓練・10月28日(土)8時50分～11時」に参加。参加者数:外国人市民14人、日本人市民10人 計24人 起震車や消火・土嚢積、煙体験、避難所開設体験、AED講習等を体験。
文化体験	「浴衣・盆踊体験」 浴衣・盆踊体験 8月5日(日)10:00～12:00 実施 定員 外国人市民15人、日本人市民10人 参加者数:外国人市民3人、日本人市民13人 計16人
ワークショップ	「多文化ワークショップ」1月28日(日)13:30～15:30 打楽器を使用したドラムサークルワークショップとパーカッション奏者による世界の打楽器ミニコンサートを予定。 ワークショップ体験後、「コミュニケーションの場づくり」として参加者同士での感想の共有や、今後に向けて場づくりについての話し合いの場を設け交流する。 定員:外国人市民15人、日本人市民10人
コミュニケーションの場づくり	同上
子ども塾	小学生以下の子どもの学習サポートと、その保護者への日本語や学校からの配布物等の生活サポートを通し、身近な居場所づくりを進める事業を毎月2回土曜日午前に実施。 ※9月現在、8人の外国につながる子どもが参加中
多文化共生理解職員向け研修	区役所企画課と連携し、職員向けのコミュニティ研修のテーマの一つに多文化共生理解を組み込む方向で、実施を検討中。
生涯学習推進事業 (高)113千円	高津区生涯学習推進会議の構成員である関係機関が主催する講座を区を中心で交通の要所に位置する高津市民館で開催することにより、区内で生涯学習を推進する施設間の連携強化と生涯学習を通しての区民間のコミュニティづくりの促進を目指します。
生涯学習推進会議	高津区生涯学習推進会議の構成員である関係機関との会議を実施(年2回)。
出前講座	7月の行政区生涯学習推進会議内で決定。 ①小黒恵子童謡記念館 「まるごと出張記念館～親子で楽しめるやさしい童話と童謡～」 ・11/9(木) 二部構成①10:00～10:45②11:05～11:50 各回親子10組(20人程度) 受講者数(各回とも)親子10組 ・2/7(火) 二部構成①10:00～10:45②11:05～11:50 各回親子10組(20人程度) ②神奈川県立川崎図書館 「近代活字資料を読み取るOCRの概要と活用」 11/18(土) 14:00～15:30 関心のある人25人 受講者数15人 ③高津スポーツセンター 「背骨体操とストレッチ」 ・11/6(月)10:00～11:00 関心のある人20人 受講者数20人 ・11/15(水)10:00～11:00 関心のある人20人 受講者数20人 ・12/4(月)10:00～11:00 関心のある人20人 受講者数20人 ・12/13(水)10:00～11:00 関心のある人20人 受講者数20人
たちばなファミリーコンサート (橋)86千円	コンサート(年2回開催) 会場は全てプラザ橋第3・4学習室 ①8月5日(土)13:30～ 洗足学園音楽大学 学生によるコンサート 定員60人(応募60人) 参加者数54人 ②12月10日(日)13:30～ 「クリスマスコンサート」 地域で活動するサークル、団体による親子で楽しめるコンサート 定員60人(応募 人)
おはよう！歌の広場 (橋)75千円	シニア世代のための歌のフリースペース。5月からの2カ月に1回、第4月曜午前。全6回を予定。プラザ橋第3・4学習室 ※往復ハガキにて事前申込。定員50人(参加者数:5/22…43人・7/24…46人・9/25…51人・11/27… 人・1/22… 人・3/25… 人)

# 令和6年度 高津市民館 市民自主学級・市民自主企画事業 募集案内

あなたのアイデアとチカラで、高津区をもっと素敵なまちに！

あなたの **企画** で  
市民館の講座・イベントが出来るんです！！

資料 4-1

みんなで作る学びの輪



そんな学びの場を、市民館と協働でつくりあげませんか

川崎市教育委員会

問合せ：高津市民館 社会教育振興係

〒213-0001 川崎市高津区溝口 1-4-1

☎ 044-814-7603 / FAX 044-833-8175

✉ 88takasi@city.kawasaki.jp

# あなたの企画が地域と人をつなぎます！

川崎市教育委員会では、地域や社会全体がもつ課題やこんな“まち”になったらいいなという思いを、みんなで共有し互いに学びあうことで、解決や実現をめざす事業を実施しています。それが、市民自主学級・市民自主企画事業です。

## 市民自主学級

同じ参加者が、月に1回程度以上の頻度で、継続的に、1回2時間を目安として短期間(5～9回)または長期間(10～15回)学習します。続けることで、考えを深めていくことができる学びの形態が「学級」です。

## 市民自主企画事業

発表会、展示会、シンポジウム、フォーラム、鑑賞会、マップ作成、調査研究など、自由な形式で学習の場をつくります。参加者を毎回募集でき、フリースペース形式は通年で開催できます。

いずれの事業も、市民のみなさんが中心となって、安心して企画・運営を進められるよう、市民館職員がしっかりサポートします。

人と人をつなぐ“学びの場”を市民のみなさんと市民館が手を携えてつくっていきます。

## “企画案”が実施事業として選考された場合

# こうなります！

- ステップ 1 企画案の選考結果が郵送されます。
- ステップ 2 市民館職員と一緒に企画案をさらに具体化します。
- ステップ 3 川崎市と委託契約を締結し、委託料を受領します。
- ステップ 4 チラシを作成し、参加者を募集します。
- ステップ 5 講座を **開催** します。
- ステップ 6 実施報告を行います。

# 具体的なタイムスケジュール

\*以下、市民自主学級・市民自主企画事業を「学級・事業」と記します。  
※橋分館への提案をご希望の場合は、橋分館の募集案内をご覧ください。

## 企画提案に関するご相談 12月1日(金)～随時

- 高津市民館にて、お受けしています。事前にお申し込みください。  
会 場：高津市民館 11階 事務室  
時 間：9：00～16：30  
※企画提案に関するご相談は、事前に高津市民館社会教育振興係へ電話でお申し込みください。

## 企画提案書の作成

- 企画提案書を書く段階から、職員も一緒になって考えます。  
高津市民館の職員に、お気軽にご相談ください。  
※パソコン「ワード」用データをご希望の方は、高津市民館のメールアドレスにご連絡いただければ、折り返しデータをお送りします。

## 企画提案書の提出 1月19日(金)まで

- 1月5日(金)～1月19日(金) 17：00の期間に提出ください。
- 企画書の提出は、直接来館、メール、郵送【**必着**】で。  
企画提案書を提出なさる前に、必ず一度はご相談にお越しく下さい。

### 《ご注意ください》

事前相談のないままご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても、受付できないことがあります。

## 企画提案会に出席 2月24日(土)

- 企画内容のご説明は、提案されたご本人もしくはグループの方から行っていただきます。欠席の場合には、提案辞退とみなされますので、ご注意ください。  
会 場：高津市民館 11階 視聴覚室  
時 間：13：00～15：00 (予定)

## 選考

企画提案会終了後、川崎市社会教育委員会議  
高津市民館専門部会の意見に基づき、  
高津市民館で実施する事業を決定します。  
結果は後日、郵送でお知らせします。

## 選考結果の通知

# 令和5年度に生まれた、様々なカタチ

～ 令和5年度高津市民館で実施した

各学級・事業の企画運営団体のみなさんの想いを御紹介します！～

## 市民自主企画事業

### ❖ つながる・まなぶ パパママ四年生

①親子で身体をうごかそう ②音楽を親子で楽しむ ③親子で農業体験  
高津市民館で家庭地域教育学級を受講し、学んだことを地域で生かそうと  
考えた時に、講座形式で通年に渡った子育てに関する情報提供や交流する  
場を提供し続ける事も大切だと感じました。未就学時期の年齢の近い同世  
代が孤立しないように、市民館での学びと出会いを通じた、ネットワーク  
づくりを目指していきます。この講座を通して地域で子育てする楽しさを  
知ってほしいと思います。

(3事業 単発実施)

### ❖ 中高生建築講座～リノベーションプランを考えてみよう～

専門家による建築と環境に関する講義を受け、建築やまちについて、体験  
を通して考えることで、中高生がまちや地域への視野を広げ、自分を取り  
巻く環境について関心を持つきっかけとなる事業を実施しました。

建築に関心のある中高生に、リノベーション案を考えてもらうことを通じ  
て、地域が抱える課題に気づき、どうしたらいいかを考える機会とするこ  
とができました。また、中高生のアンケート回答による感想には、「様々な  
意見を議論してひとつにまとめていく楽しさ」について言及しているもの  
が多く、そのような体験をする機会が少なく、かつ議論の場は中高生にと  
って必要である(=求められている)ことがわかりました。

(1事業 単発実施)

### ❖ 川崎でいきる外国ルーツの子どもたちの今

グローバル化による国を越えての人の移動の影響で、川崎市においても日  
本で生まれ、幼少期・学齢期に文化間移動する外国ルーツの子どもが増え  
続けています。その子どもたちの現状を知り、理解を深める事業を実施し、  
長期的な視点で行う地域における支援について、支援団体や個人が共に考  
え協働、連携、協力の仕方を話し合う機会とするための事業を実施しまし  
た。

(1事業 単発実施)

# 市民自主学級 実施要領

## 1 趣 旨

この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、高津市民館が市民自主学級を実施するために、必要な事項を定めるものとします。

## 2 学級の目的

- (1) 地域や社会の課題などの解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政が協働して行い、市民のみなさんが自主的に企画・運営するものとして、生涯学習・市民活動を推進し、地域づくりへの参画を支援することを目的とします。
- (2) 学級の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という。）の力量形成を目指します。

## 3 提案できる団体・個人

個人については、高津区に在住・在勤・在学している方とします。団体については、高津区内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、会員の意見を発信できる場や団体としての考え方を共有確認する場（定例会議や総会など）を設けており、を民主的に運営されている団体とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）（以下「専門部会」という。）の委員又は委員が所属している団体ではないこと。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、又は第2項に規定する行為をしている者。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号にいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- (6) 公序良俗に反する団体又は個人。

## 4 継続して提案できる条件

提案は、単年度ですが、学級の継続を希望する場合は、改めて学級の提案をしてください。継続する事業内容に発展性が見られると実施館が判断した場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができます。

また、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができますが、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。

- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書など）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、学級を開設できなかつたと認められる。

## 5 学級の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を継続的に学習し、今後の地域づくりへの参画についての力量を高めることをめざしたものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした継続的な学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 提案した団体が地域において、すでに実施している学級。ただし学級の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (2) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び個人の利益に帰結するもの。
- (3) 講師が自ら人を集めて、私塾に類似する形式で実施するもの。
- (4) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (7) 国、地方公共団体、外郭団体から当該学級の委託・補助・助成を受けているもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。

## 6 学級の開設期間、内容など

- (1) 学級の開設期間は、2024（令和6）年4月1日～2025（令和7）年3月31日の単年度とします。
- (2) 学級の主催については、企画運営委員会等又は団体と川崎市教育委員会とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、「教育文化会館・市民館・分館 市民自主学級・市民自主企画事業 企画提案に向けてのポイント」に留意してください。
- (4) 学級での学習は、募集した参加者が原則全ての回を受講する継続的な学習とします。回数は、おおむね1回2時間程度の学習を、短期学級では5回～9回、長期学級では10回～15回開催するものとします。開催間隔は、毎週・隔週などが考えられますが、継続性を高めるために最大1か月の間隔とします。
- (5) 学級の開設に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。その際の公募定員は原則20人以上とし、申込受付は高津市民館で行います。学級参加者の対象は、高津区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (6) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかわる教材費・保険料・保育料など受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費などを徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と市民館に報告する事が必要です。
- (7) 開催場所は高津市民館（ただし、大ホールは除く。）又は高津区内の公共性のある施設等とします。
- (8) 学習形態については、学級の趣旨に即して、講義形式だけでなく、話し合い・討論、グループワーク、ワークショップ、実地踏査、調査などを取り入れ、共同学習としての成果を高める工夫をするものとします。また、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるよう配慮が必要です。
- (9) 講師・指導者・助言者などについては、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・

市民活動関係者に事例報告・話題提供などを依頼することも、市民同士の学びあい・交流を促進する上で重視したい点です。

(10) 学級の開設による成果物等については、川崎市に帰属します。

## 7 提案方法

### (1) 提出書類

団体の応募にあたっては、市民自主学級を提案する場合は市民自主学級企画提案書（第1号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。ただし、個人が応募する場合には企画提案書及び個人に関する申出書（第4号様式）を提出します。

- ア 団体の規約
- イ 会員名簿
- ウ 前年度の活動報告書・決算書
- エ 今年度の活動計画書・予算書
- オ 団体に関する申出書（第3号様式）

(2) 提出期間 2024（令和6）年1月5日（金）から1月19日（金）午後5時までです。

郵送の場合は1月19日必着とします。直接持参とメールについては1月19日午後5時までです。

(3) 提出方法 直接持参かメール、郵送とします。（FAXは不可とします）

「市民自主学級企画提案書（第1号様式）」を確認し、市民自主学級の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しくください。事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねる場合があります。

(4) 提出先 〒213-0001 川崎市高津区溝口1-4-1 ノクティ2 11階 高津市民館  
メールアドレス 88takasi@city.kawasaki.jp

## 8 学級の選考など

(1) 提案された企画提案書については、専門部会において川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき非公開により、選考を行います。

(2) 学級の選考にあたっては、予算、労力、施設の適正使用などを考慮し、実施可能な範囲で選考します。

(3) 提案内容が、市民自主学級以外の高津市民館事業で実施することが適当だと考えられる場合は、高津市民館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。

(4) 市民（個人）から提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した市民（個人）を含めた5人以上で企画運営委員会等を組織し、学習計画を協議した上で、学級を開設します。

(5) 学級の計画・運営段階において不都合が生じたとき高津市民館が判断した場合は、学級の開設を取り消すことがあります。

(6) 予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。

(7) 事業は令和6年度予算の確定（川崎市議会の議決）をもって正式決定とします。

## 9 高津市民館の役割

(1) 経費については、川崎市の委託料とします。学習計画ができた段階で、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）により川崎市と企画運営委員会等又は団体との間で委託契約を交わし、学級の開設前に一括して支払うものとします。

委託契約にあたっては、企画運営委員会等又は団体は、所定の書式による見積書・事業計画書（学

習計画書)等を提出していただきます。

(2) 委託金額については、短期学級75,000円、長期学級150,000円を上限とします。なお、保育の併設が必要と認められた学級については、短期学級20,000円、長期学級40,000円を限度に保育謝礼分として加算します。

(3) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。

講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。

また、受託した企画運営委員会等又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。

保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、又それぞれの合算とすることができます。ただし、委託料(加算された保育料を引いた金額)から支出できる保育謝礼額は、上記委託料の2割を上限とします。

(4) 会場と広報の協力

ア 会場を高津市民館とした場合、教育委員会主催事業として会場使用料は無料となります。

イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、高津市民館ホームページへの掲載など。(チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます)

(5) 企画運営会議への参画

よりよい学級を目指して、企画運営委員会等又は団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会等又は団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な学級の企画や開設方法などを協議していきます。

## 10 個人情報の取扱い

学級の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、学級終了後速やかに破棄するものとします。

ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。

イ 個人情報を主催者以外へ提供しないものとします。

ウ 個人情報を複製しないものとします。

エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は高津市民館の保有個人情報管理責任者が行うものとします。

オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに高津市民館の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うものとします。

## 11 実績報告及び内容の公表

学級終了後速やかに、関係書類(事業報告書、参加者名簿、出席簿等)を添えて、委託業務完了届一式(委託業務完了届・収支報告書・実施報告書)を提出するものとします。また、学級の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を高津市民館が主催する生涯学習交流集会等で、報告・公開するものとします。

## 12 その他、関係する要綱など

この学級は、別途定める川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱によるものとします。

# 市民自主企画事業 実施要領

## 1 趣 旨

この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、高津市民館が市民自主企画事業を実施するために、必要な事項を定めるものとします。

## 2 事業の目的

- (1) 地域や社会の課題などの解決や地域の特性に応じた生涯学習・文化・芸術の振興や、様々な世代・立場の市民の交流、市民活動のネットワーク化などに向けた多様な形態での学習事業を、市民と行政が協働で事業を進める中から、実効性のあるパートナーシップのあり方についての相互理解を深め、今後の地域づくりへの市民の参画力を高めることを目的とします。
- (2) 事業の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という。）の力量形成を目指します。

## 3 提案できる団体・個人

個人については、高津区に在住・在勤・在学している方とします。団体については、高津区内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、会員の意見を発信できる場や団体としての考え方を共有確認する場（定例会議や総会など）を設けており、を民主的に運営されている団体とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）（以下「専門部会」という。）の委員又は委員が所属している団体。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、または同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、または第2項に規定する行為をしている者。
- (5) 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号にいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- (6) 公序良俗に反する団体または個人。

## 4 継続して提案できる条件

提案は単年度ですが、事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案をしてください。継続する事業内容に発展性が見られると実施館が判断した場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができます。

また、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができますが、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書など）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、事業が実施できなかつたと認められる。

## 5 事業の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を提供するものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした生活文化・技術に関する学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 提案した団体が地域において、すでに実施している事業。ただし事業の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (2) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び個人の利益に帰結するもの。
- (3) 講師が自ら人を集めて、私塾に類似する形式で実施するもの。
- (4) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (7) 国、地方公共団体、外郭団体から当該事業の委託・補助・助成を受けているもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。

## 6 事業の実施期間、内容など

- (1) 事業の実施期間は、2024（令和6）年4月1日～2025（令和7）年3月31日の単年度とします。
- (2) 事業の主催については、企画運営委員会等または団体と川崎市教育委員会とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、「教育文化会館・市民館・分館 市民自主学級・市民自主企画事業 企画提案に向けてのポイント」に留意してください。
- (4) 事業での学習は、多文化共生事業をはじめ、文化・芸術鑑賞、世代間交流、地域の歴史に関する事業など様々な分野が考えられます。回数などについては規定がありませんが、1回～5回程度が望ましいと思われます。参加者も、回ごとに募集して差し支えありません。
- (5) 事業の実施に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。その際の公募定員は原則20人以上とし、申込受付は高津市民館で行います。事業参加者の対象は、高津区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (6) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかわる教材費・保険料・保育料など受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費などを徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と市民館に報告する事が必要です。
- (7) 実施場所は高津市民館（ただし、大ホールは除く。）又は高津区内の公共性のある施設等とします。
- (8) 学習形態については、事業の趣旨に即して、単発の講演会をイベント形式で実施するだけでなく、交流や発表会、展示会、シンポジウム、フォーラム、見学会など自由で多様な形態を取り入れられるものとします。そのような中でも、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるような配慮が必要です。
- (9) 講師・指導者・助言者などについては、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・

市民活動関係者に事例報告・話題提供などを依頼することも、市民同士の学びあい・交流を促進する上で重視したい点です。

(10) 事業の実施による成果物等については、川崎市に帰属します。

## 7 提案方法

### (1) 提出書類

団体の応募にあたっては、市民自主企画事業を提案する場合は市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。ただし、個人が応募する場合には企画提案書及び個人に関する申出書（第4号様式）を提出します。

- ア 団体の規約
- イ 会員名簿
- ウ 前年度の活動報告書・決算書
- エ 今年度の活動計画書・予算書
- オ 団体に関する申出書（第3号様式）

(2) 提出期間 2024（令和6）年1月5日（金）から1月19日（金）午後5時までです。

郵送の場合は1月19日必着とします。直接持参とメールについては1月19日午後5時までです。

(3) 提出方法 直接持参かメール、郵送とします。（FAXは不可とします）

「市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）」を確認し、市民自主企画事業の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しくください。事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねる場合があります。

(4) 提出先 〒213-0001 川崎市高津区溝口1-4-1 ノクティ2 11階 高津市民館  
メールアドレス 88takasi@city.kawasaki.jp

## 8 事業の選考など

(1) 提案された企画提案書については、専門部会において川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき非公開により、選考を行います。

(2) 事業の選考にあたっては、予算、労力、施設の適正使用などを考慮し、実施可能な範囲で選考します。

(3) 提案内容が、市民自主企画事業以外の高津市民館事業で実施することが適当だと考えられる場合は、高津市民館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。

(4) 市民（個人）から提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した市民（個人）を含めた5人以上で企画運営委員会等を組織し、学習計画を協議した上で、事業を実施します。

(5) 事業の計画・運営段階において不都合が生じたとき高津市民館が判断した場合は、事業の実施を取り消すことがあります。

(6) 予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。

(7) 事業は令和6年度予算の確定（川崎市議会の議決）をもって正式決定とします。

## 9 高津市民館の役割

(1) 経費については、川崎市の委託料とします。学習計画ができた段階で、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）により川崎市と企画運営委員会等又は団体との間で委託契約を交わし、事業の実施前に一括して支払うものとします。

委託契約にあたっては、企画運営委員会等又は団体は、所定の書式による見積書・事業計画書（学

習計画書)等を提出していただきます。

(2) 委託料以外の収入については、次のものも経費に充てることができます。

ア 参加団体・グループを募ってのイベント事業については、参加団体・グループからの適正な範囲での負担金。

イ 民間からの助成金や賛助金、寄付金などで公共性を損なわない範囲のもの。

(3) 委託金額については、特に規定はありませんが、事業の趣旨を踏まえて適切に積算し提案するものとします。

(4) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。

講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。

また、受託した企画運営委員会等又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。

保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、またそれぞれの合算とすることができます。

(5) 会場と広報の協力

ア 会場を高津市民館とした場合、教育委員会主催事業として会場使用料は無料となります。

イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、高津市民館ホームページへの掲載など。(チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます)

(6) 企画運営会議への参画

よりよい事業を目指して、企画運営委員会等又は団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会等又は団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な事業の企画や実施方法などを協議していきます。

## 10 個人情報の取扱い

事業の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、事業終了後速やかに破棄するものとします。

ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。

イ 個人情報を主催者以外へ提供しないものとします。

ウ 個人情報を複製しないものとします。

エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は高津市民館の保有個人情報管理責任者が行うものとします。

オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに高津市民館の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うものとします。

## 11 実績報告及び内容の公表

事業終了後速やかに、関係書類(事業報告書、参加者名簿、出席簿等)を添えて、委託業務完了届一式(委託業務完了届・収支報告書・実施報告書)を提出するものとします。また、事業の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を高津市民館が主催する生涯学習交流集会等で、報告・公開するものとします。

## 12 その他、関係する要綱など

この事業は、別途定める川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱によるものとします。

(第1号様式)

<b>市民自主学級企画提案書</b>		提案年数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> ( ) 年目
<b>館名</b>		提出日	年 月 日
<b>学級名</b> 仮称で結構です。			
<b>企画意図</b> なぜこの学級を提案しようと思われたかについて簡潔にご記入ください。			
<b>取り上げる課題</b> 地域や社会の課題などを箇条書きでご記入ください。			
<b>課題の解決</b> 課題の解決に向けて考えていることをご記入ください。			
<b>公益的な事業</b> 地域に求められていると考える点や、実施することで期待できる地域への効果についてご記入ください。			
<b>発展性</b> 学級が終了した後、地域などでの学びや成果の広がりについてご記入ください。			
<b>実施館との協働</b> 協働で得られる効果や実施館と企画を考えていく取り組み方についてご記入ください。			

<p><b>主な学習内容</b></p> <p>①学習内容の大まかな流れ          ②学習の進め方、学習方法など          ③参加対象、会場          ④継続して提案する場合は、過去の事業との相違点や発展性についてご記入ください。          ⑤開設時期及び時間帯についてお考えのことをご記入ください。</p>	<p>⑤希望に○をつけてください。          1 おおよその時期（春・夏・秋・冬）          2 曜日（月・火・水・木・金・土・日）          3 時間帯（午前・午後・夜間）          4 特に希望なし</p>																
<p><b>希望学級</b></p> <p>短期・長期のどちらを希望していますか。</p> <p><b>保育の併設</b></p>	<p><input type="checkbox"/>短期学級(5～9回)</p> <p><input type="checkbox"/>長期学級(10～15回)</p> <p><input type="checkbox"/>併設を考えている      <input type="checkbox"/>併設はしない</p>																
<p><b>経費</b></p> <p>おおよその内訳をご記入ください。</p>	<table border="1"> <tr> <td>謝礼(講師等・保育謝礼)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>印刷費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>会場使用料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>物品借上料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table>	謝礼(講師等・保育謝礼)	円	消耗品費	円	印刷費	円	通信費	円	会場使用料	円	物品借上料	円	その他	円	合計	円
謝礼(講師等・保育謝礼)	円																
消耗品費	円																
印刷費	円																
通信費	円																
会場使用料	円																
物品借上料	円																
その他	円																
合計	円																

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

提案する方・団体についてご記入ください。

<p><b>提案者・団体代表者</b></p>	<p><b>団体名</b></p> <p>個人で企画提案する場合は不要です。</p>	
	<p>フリガナ</p>	
	<p>氏名</p>	
	<p>住所 電話番号 FAX番号 メールアドレス</p>	<p>住所：〒      -</p> <p>TEL：                      FAX：</p> <p>e-mail：</p>

これまでに、教育文化会館・各市民館・分館で実施された実績をすべてご記入ください。

実施年度	市民自主学級・市民自主企画事業の別（事業名）	実施館
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	

※市民団体については次のものを添付してください。

団体規約（必ず）

会員名簿（必ず）

前年度活動報告書・決算書（書式自由）

今年度活動計画書・予算書（書式自由）

団体に関する申出書（第3号様式）

※個人情報については、川崎市個人情報保護条例に基づき事業執行の目的に限って使用します。

※提案が4年目以上の団体については、今年度の活動において下記のいずれかに該当する場合のみ提案出来ます。該当する番号に○をつけ、その具体的内容を下欄にご記入ください。

- 1 これまでの学習成果を活かし、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- 2 これまでの学習成果を活かし、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- 3 これまでの学習成果を成果物（報告書等）として公表し、地域への活用が見込まれる。
- 4 災害等により、市民学級を開設できなかった。

内  
容

※個人については次のものを添付してください。

個人に関する申出書（第4号様式）

(第2号様式)

<b>市民自主企画事業企画提案書</b>		提案年数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> ( ) 年目
<b>館名</b>		提出日	年 月 日
<b>事業名</b> 仮称で結構です。			
<b>企画意図</b> なぜこの事業を提案しようと思われたかについて簡潔にご記入ください。			
<b>取り上げる課題</b> 地域や社会の課題などを箇条書きでご記入ください。			
<b>課題の解決</b> 課題の解決に向けて考えていることをご記入ください。			
<b>公益的な事業</b> 地域に求められていると考える点や、実施することで期待できる地域への効果についてご記入ください。			
<b>発展性</b> 事業が終了した後、地域などでの学びや成果の広がりについてご記入ください。			
<b>実施館との協働</b> 協働で得られる効果や実施館と企画を考えていく取り組み方についてご記入ください。			



これまでに、教育文化会館・各市民館・分館で実施された実績をすべてご記入ください。

実施年度	市民自主学級・市民自主企画事業の別（事業名）	実施館
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	

※市民団体については次のものを添付してください。

団体規約（必ず）

会員名簿（必ず）

前年度活動報告書・決算書（書式自由）

今年度活動計画書・予算書（書式自由）

団体に関する申出書（第3号様式）

※個人情報については、川崎市個人情報保護条例に基づき事業執行の目的に限って使用します。

※提案が4年目以上の団体については、今年度の活動において下記のいずれかに該当する場合のみ提案出来ます。該当する番号に○をつけ、その具体的内容を下欄にご記入ください。

- 1 これまでの学習成果を活かし、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- 2 これまでの学習成果を活かし、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- 3 これまでの学習成果を成果物（報告書等）として公表し、地域への活用が見込まれる。
- 4 災害等により、市民事業を実施できなかった。

内  
容

※個人については次のものを添付してください。

個人に関する申出書（第4号様式）

(第3号様式)

年 月 日

(宛先) 館長

申請者

団体名

住 所

氏 名

印

電 話

### 団体に関する申出書

次の要件を満たしていることを申し出ます。

- (1) 団体は、当該行政区内（分館は設置地区内）を主な活動場所とし、5人以上で構成され、広く入会を受け入れ、民主的に運営されていること。
- (2) 主たる活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体、宗派・宗教団体の利害に係わるもの、公共の利益に反するものではないこと。
- (3) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）の委員又は委員が所属している団体ではないこと。
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号のいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。
- (7) 公序良俗に反しない団体であること。

(第4号様式)

年 月 日

(宛先) 館長

申請者

住 所

氏 名

印

電 話

### 個人に関する申出書

次の要件を満たしていることを申し出ます。

- (1) 当該行政区（分館は設置地区）に在住・在勤・在学している者であること。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）の委員ではないこと。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号のいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。

～ 企画提案に向けてのポイント ～

この表は、企画段階から押さえておきたいポイントをまとめたものです。

このポイントをもとに企画を考え、企画提案会で説明するとわかりやすいと思います。

	ポイント	説明
1	<p><b>「課題」の解決</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、地域や社会の課題について、その解決に向けた学習を行うものです。</p>	<p>○今、地域や社会のどのような課題の解決に向けて、どのような学習が必要なかを考えて企画しましょう。</p> <p>※個人的な趣味やスポーツ・レクリエーションを目的とした事業は原則として対象になりません。</p>
2	<p><b>公益的な事業</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は教育文化会館・市民館・分館が市民と協働で実施する公的な社会教育事業です。</p>	<p>○公の事業として、市の予算や公的な施設などを使って行いますので、多くの市民が学ぶことを望んでいる企画や学習の成果が広く地域へ拡がることを期待できる企画を考えましょう。</p> <p>※提案グループへの助成や活動補助を目的とした事業ではありませんので、日常活動や内部研修、会員募集などの企画は対象になりません。</p>
3	<p><b>地域づくりへの発展</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、生涯学習・市民活動を推進し、地域づくりへの参画を支援するものです。</p>	<p>○学びの成果が個人にとどまらないように、参加者同士や関係する人々が出会い、交流し、話し合うことができるように工夫しましょう。</p> <p>○事業終了後に、地域における市民の学びの場づくりやボランティア等の市民活動などの社会参加につながるように工夫しましょう。</p>
4	<p><b>市民と市民館の協働</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、市民と市民館が協力して企画・運営していくことにより市民の参画力を高め、新しい公共性の確立を目指しています。</p>	<p>○市民館と協働で事業を行うことにより、提案グループがこれまでの活動で培ってきた経験やノウハウを活かし、学習の成果をより高めるように工夫しましょう。</p> <p>○市民館と提案グループが協力し合って、事業を企画し、運営することそのものが学びの場となるように取り組みましょう。</p> <p>※個人提案は、提案会で実施が決定したら企画運営委員を公募して市民館と協働で実施していきます。</p>
5	<p><b>地域を活かす</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、地域の特性に応じた魅力的な事業の実施を目指しています。</p>	<p>○地域には様々な知識、技能、経験を持った方々がたくさん活躍しています。また自然や歴史、伝統芸能など、地域には大切な資源が多くあります。地域の特性や特色を活かして、その地域にふさわしい魅力的な事業を企画しましょう。</p>
6	<p><b>予算の適正性</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、適正な予算で効果的な事業の実施を目指しています。</p>	<p>○講師謝礼、紙や文房具、切手代など、事業実施に必要なものを適正に積算しましょう。</p> <p>○事業で作成したものを個人が持ち帰る場合の材料費や、個人に対して掛ける保険料等の費用については受益者負担とします。</p>

あなたのアイデアとチカラで、橘地区をもっと素敵なまちに！  
思いをカタチにしてみませんか？

資料 4-2

# あなたの 企画 で

## 分館の講座・イベントが出来るんです！！

### みんなで作る学びの輪

令和6年度高津市民館橘分館(プラザ橘)  
市民自主学級・市民自主企画事業 募集案内

地域や社会の課題を  
みんなで学びあおう！



川崎市教育委員会

問合せ：プラザ橘(高津市民館橘分館)

〒213-0026 川崎市高津区久末 2012-1

☎ 044-788-1531 / FAX 044-788-5263

✉ 88tatisi@city.kawasaki.jp

# あなたの企画が地域と人をつなぎます！

川崎市教育委員会では、地域や社会全体がもつ課題やこんな“まち”になったらいいなという思いを、みんなで共有し互いに学びあうことで、解決や実現をめざす事業を実施しています。それが、市民自主学級・市民自主企画事業です。

## 市民自主学級

同じ参加者が、月に1回程度以上の頻度で、継続的に、1回2時間を目安として短期間(5～9回)または長期間(10～15回)学習します。続けることで、考えを深めていくことができる学びの形態が「学級」です。

## 市民自主企画事業

発表会、展示会、シンポジウム、フォーラム、鑑賞会、マップ作成、調査研究など、自由な形式で学習の場をつくります。参加者を毎回募集でき、フリースペース形式は通年で開催できます。

いずれの事業も、市民のみなさんが中心となって、安心して企画・運営を進められるよう、プラザ橋職員がしっかりサポートします。

人と人をつなぐ“学びの場”を市民のみなさんとプラザ橋が手を携えてつくっていきます。

## “企画案”が実施事業として選考された場合

# こうなります！

- ステップ 1 企画案の選考結果が郵送されます。
- ステップ 2 プラザ橋職員と一緒に企画案をさらに具体化します。
- ステップ 3 川崎市と委託契約を締結し、委託料を受領します。
- ステップ 4 チラシを作成し、参加者を募集します。
- ステップ 5 事業を **開催** します。
- ステップ 6 実施報告を行います。

# 具体的なタイムスケジュール

\*以下、市民自主学級・市民自主企画事業を「学級・事業」と記します。  
※高津市民館への提案をご希望の場合は、高津市民館の募集案内をご覧ください。

## 事前説明

- プラザ橋にて、企画提案に向けての説明をします。  
会 場：プラザ橋 会議室  
日 時：随時  
※参加の方は、個別説明を設けますので、ご相談ください。

## 企画提案書の作成

- 企画提案書を書く段階から、職員も一緒になって考えます。  
プラザ橋の職員に、お気軽にご相談ください。  
※パソコン「ワード」用データをご希望の方は、プラザ橋のメールアドレスにご連絡いただければ、折り返しデータをお送りします。

## 企画提案書の提出 1月19日(金)まで

- 1月5日(金)～19日(金) 17:00の期間にご提出ください。
- 企画書の提出は、直接来館、メール、郵送【**必着**】で。  
企画提案書を提出なさる前に、一度は必ずご相談にお越しく下さい。(説明会時の相談も含めます。)

《ご注意ください》

事前相談のないままご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても、受付できないことがあります。

## 企画提案会に出席 2月24日(土)

- 企画内容のご説明は、提案されたご本人もしくはグループの方から行っていただきます。万が一欠席された場合は、提案辞退とみなされますので、ご注意ください。  
会 場：高津市民館 大会議室  
時 間：15:00～16:00 (予定)

## 選考

企画提案会終了後、社会教育委員会議高津市民館専門部会の意見に基づき、プラザ橋で実施する事業を決定します。結果は後日、郵送でお知らせします。

## 選考結果の通知

# 令和5年度に生まれた、様々な **カタチ**

～ プラザ橘で実施した学級・事業をご紹介します！～

市民自主学級	<p>❖おとなのおはなしかい❖</p> <p>絵本や紙芝居等様々なジャンルの「おはなし」を題材として、その本の背景・感想・考え方などについて、講師や受講者同士での意見交換を通じて、新しい分野を知ることや挑戦するきっかけ作りの機会としたいと考えています。またコミュニケーションを図ることで、お互いを認め合える仲間づくりにつながることを目指します。</p>
市民自主企画事業	<p>❖こどもチャレンジクラブ❖</p> <p>橘地区周辺の様々な学校・学年の子どもたちが、先輩やボランティアスタッフと共に、共通した目標に向かって継続的な活動を通して、人と人とのつながりを感じ取れる体験活動を中心に、7月から3月の期間で実施をしています。</p> <p>具体的には、レクリエーション活動や工作体験等を通じて参加者全員がひとつの目標に向かい継続して取り組むことで仲間づくりだけでなく、地域の方との交流を深めたり、自分たちが住む地域の魅力を知るきっかけづくりにもつなげています。</p>

# 市民自主学級 実施要領

## 1 趣 旨

この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、高津市民館橘分館が市民自主学級を実施するために、必要な事項を定めるものとします。

## 2 学級の目的

- (1) 地域や社会の課題などの解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政が協働して行い、市民のみなさんが自主的に企画・運営するものとして、生涯学習・市民活動を推進し、地域づくりへの参画を支援することを目的とします。
- (2) 学級の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という。）の力量形成を目指します。

## 3 提案できる団体・個人

個人については、高津区橘地区に在住・在勤・在学している方とします。団体については、高津区橘地区内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、会員の意見を発信できる場や団体としての考え方を共有確認する場（定例会議や総会など）を設けており、民主的に運営されている団体とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）（以下「専門部会」という。）の委員又は委員が所属している団体。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、又は第2項に規定する行為をしている者。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号にいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- (6) 公序良俗に反する団体又は個人。

## 4 継続して提案できる条件

提案は、単年度ですが、学級の継続を希望する場合は、改めて学級の提案をしてください。継続する事業内容に発展性が見られると実施館が判断した場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができます。

また、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができますが、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。

- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書など）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、学級を開設できなかつたと認められる。

## 5 学級の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を継続的に学習し、今後の地域づくりへの参画についての力量を高めることをめざしたものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした継続的な学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 提案した団体が地域において、すでに実施している学級。ただし学級の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (2) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び個人の利益に帰結するもの。
- (3) 講師が自ら人を集めて、私塾に類似する形式で実施するもの。
- (4) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (7) 国、地方公共団体、外郭団体から当該学級の委託・補助・助成を受けているもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。

## 6 学級の開設期間、内容など

- (1) 学級の開設期間は、2024（令和6）年4月1日～2025（令和7）年3月31日の単年度とします。
- (2) 学級の主催については、企画運営委員会等又は団体と川崎市教育委員会とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、「教育文化会館・市民館・分館 市民自主学級・市民自主企画事業 企画提案に向けてのポイント」に留意してください。
- (4) 学級での学習は、募集した参加者が原則全ての回を受講する継続的な学習とします。回数は、おおむね1回2時間程度の学習を、短期学級では5回～9回、長期学級では10回～15回開催するものとします。開催間隔は、毎週・隔週などが考えられますが、継続性を高めるために最大1か月の間隔とします。
- (5) 学級の開設に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。その際の公募定員は原則20人以上とし、申込受付は高津市民館橘分館で行います。学級参加者の対象は、高津区橘地区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (6) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかわる教材費・保険料・保育料など受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費などを徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と橘分館に報告する事が必要です。
- (7) 開催場所は高津市民館橘分館又は高津区橘地区内の公共性のある施設等とします。
- (8) 学習形態については、学級の趣旨に即して、講義形式だけでなく、話し合い・討論、グループワーク、ワークショップ、実地踏査、調査などを取り入れ、共同学習としての成果を高める工夫をするものとします。また、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるよう配慮が必要です。
- (9) 講師・指導者・助言者などについては、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・

市民活動関係者に事例報告・話題提供などを依頼することも、市民同士の学びあい・交流を促進する上で重視したい点です。

(10) 学級の開設による成果物等については、川崎市に帰属します。

## 7 提案方法

### (1) 提出書類

団体の応募にあたっては、市民自主学級を提案する場合は市民自主学級企画提案書（第1号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。ただし、個人が応募する場合には企画提案書及び個人に関する申出書（第4号様式）を提出します。

- ア 団体の規約
- イ 会員名簿
- ウ 前年度の活動報告書・決算書
- エ 今年度の活動計画書・予算書
- オ 団体に関する申出書（第3号様式）

(2) 提出期間 2024（令和6）年1月5日（金）から1月19日（金）午後5時までです。

郵送の場合は1月19日必着とします。直接持参とメールについては1月19日午後5時までです。

(3) 提出方法 直接持参かメール、郵送とします。（FAXは不可とします）

「市民自主学級企画提案書（第1号様式）」を確認し、市民自主学級の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しくください。（説明会時の相談も含む）事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねることがあります。

(4) 提出先 〒213-0026 川崎市高津区久末2012-1

メールアドレス 88tatisi@city.kawasaki.jp

## 8 学級の選考など

(1) 提案された企画提案書については、専門部会において川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき非公開により、選考を行います。

(2) 学級の選考にあたっては、予算、労力、施設の適正使用などを考慮し、実施可能な範囲で選考します。

(3) 提案内容が、市民自主学級以外の高津市民館橘分館事業で実施することが適当だと考えられる場合は、高津市民館橘分館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。

(4) 市民（個人）から提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した市民（個人）を含めた5人以上で企画運営委員会等を組織し、学習計画を協議した上で、学級を開設します。

(5) 学級の計画・運営段階において不都合が生じたとき高津市民館橘分館が判断した場合は、学級の開設を取り消すことがあります。

(6) 予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。

(7) 事業は令和6年度予算の確定（川崎市議会の議決）をもって正式決定とします。

## 9 高津市民館橘分館の役割

(1) 経費については、川崎市の委託料とします。学習計画ができた段階で、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）により川崎市と企画運営委員会等又は団体との間で委託契約を交わし、学級の開設前に一括して支払うものとします。

委託契約にあたっては、企画運営委員会等又は団体は、所定の書式による見積書・事業計画書（学

習計画書)等を提出していただきます。

- (2) 委託金額については、短期学級75,000円、長期学級150,000円を上限とします。なお、保育の併設が必要と認められた学級については、短期学級20,000円、長期学級40,000円を限度に保育謝礼分として加算します。
- (3) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。

講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。また、受託した企画運営委員会等又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、又それぞれの合算とすることができます。ただし、委託料(加算された保育料を引いた金額)から支出できる保育謝礼額は、上記委託料の2割を上限とします。

#### (4) 会場と広報の協力

- ア 会場を高津市民館橋分館とした場合、教育委員会主催事業として会場使用料は無料となります。
- イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、高津市民館橋分館ホームページへの掲載など。(チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます)

#### (5) 企画運営会議への参画

よりよい学級を目指して、企画運営委員会等又は団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会等又は団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な学級の企画や開設方法などを協議していきます。

## 10 個人情報の取扱い

学級の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、学級終了後速やかに破棄するものとします。

- ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。
- イ 個人情報を主催者以外へ提供しないものとします。
- ウ 個人情報を複製しないものとします。
- エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は高津市民館橋分館の保有個人情報管理責任者が行うものとします。
- オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに高津市民館橋分館の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うものとします。

## 11 実績報告及び内容の公表

学級終了後速やかに、関係書類(事業報告書、参加者名簿、出席簿、学級日誌等)を添えて、委託業務完了届一式(委託業務完了届・収支報告書・実施報告書)を提出するものとします。また、学級の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を高津市民館橋分館が主催する報告会等にて、報告・公開するものとします。

## 12 その他、関係する要綱など

この学級は、別途定める川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱によるものとします。

# 市民自主企画事業 実施要領

## 1 趣 旨

この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、高津市民館橘分館が市民自主企画事業を実施するために、必要な事項を定めるものとします。

## 2 事業の目的

- (1) 地域や社会の課題などの解決や地域の特性に応じた生涯学習・文化・芸術の振興や、様々な世代・立場の市民の交流、市民活動のネットワーク化などに向けた多様な形態での学習事業を、市民と行政が協働で事業を進める中から、実効性のあるパートナーシップのあり方についての相互理解を深め、今後の地域づくりへの市民の参画力を高めることを目的とします。
- (2) 事業の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という。）の力量形成を目指します。

## 3 提案できる団体・個人

個人については、高津区橘地区に在住・在勤・在学している方とします。団体については、高津区橘地区内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、会員の意見を発信できる場や団体としての考え方を共有確認する場（定例会議や総会など）を設けており、民主的に運営されている団体とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）（以下「専門部会」という。）の委員又は委員が所属している団体。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、または同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、または第2項に規定する行為をしている者。
- (5) 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号にいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- (6) 公序良俗に反する団体または個人。

## 4 継続して提案できる条件

提案は単年度ですが、事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案をしてください。継続する事業内容に発展性が見られると実施館が判断した場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができます。

また、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができますが、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書など）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、事業が実施できなかつたと認められる。

## 5 事業の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を提供するものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした生活文化・技術に関する学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 提案した団体が地域において、すでに実施している事業。ただし事業の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (2) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び個人の利益に帰結するもの。
- (3) 講師が自ら人を集めて、私塾に類似する形式で実施するもの。
- (4) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (7) 国、地方公共団体、外郭団体から当該事業の委託・補助・助成を受けているもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。

## 6 事業の実施期間、内容など

- (1) 事業の実施期間は、2024（令和6）年4月1日～2025（令和7）年3月31日の単年度とします。
- (2) 事業の主催については、企画運営委員会等または団体と川崎市教育委員会とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、「教育文化会館・市民館・分館 市民自主学級・市民自主企画事業 企画提案に向けてのポイント」に留意してください。
- (4) 事業での学習は、多文化共生事業をはじめ、文化・芸術鑑賞、世代間交流、地域の歴史に関する事業など様々な分野が考えられます。回数などについては規定がありませんが、1回～5回程度が望ましいと思われます。参加者も、回ごとに募集して差し支えありません。
- (5) 事業の実施に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。その際の公募定員は原則20人以上とし、申込受付は高津市民館橋分館で行います。事業参加者の対象は、高津区橋地区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (6) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかわる教材費・保険料・保育料など受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費などを徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と橋分館に報告する事が必要です。
- (7) 実施場所は高津市民館橋分館又は高津区橋地区内の公共性のある施設等とします。
- (8) 学習形態については、事業の趣旨に即して、単発の講演会をイベント形式で実施するだけでなく、交流や発表会、展示会、シンポジウム、フォーラム、見学会など自由で多様な形態を取り入れられるものとします。そのような中でも、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるような配慮が必要です。
- (9) 講師・指導者・助言者などについては、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・

市民活動関係者に事例報告・話題提供などを依頼することも、市民同士の学びあい・交流を促進する上で重視したい点です。

(10) 事業の実施による成果物等については、川崎市に帰属します。

## 7 提案方法

### (1) 提出書類

団体の応募にあたっては、市民自主企画事業を提案する場合は市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。ただし、個人が応募する場合には企画提案書及び個人に関する申出書（第4号様式）を提出します。

- ア 団体の規約
- イ 会員名簿
- ウ 前年度の活動報告書・決算書
- エ 今年度の活動計画書・予算書
- オ 団体に関する申出書（第3号様式）

(2) 提出期間 2024（令和6）年1月5日（金）から1月19日（金）午後5時までです。

郵送の場合は1月19日必着とします。直接持参とメールについては1月19日午後5時までです。

(3) 提出方法 直接持参かメール、郵送とします。（FAXは不可とします）

「市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）」を確認し、市民自主企画事業の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しくください。（説明会時の相談も含む）事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねることがあります。

(4) 提出先 〒213-0026 川崎市高津区久末2012-1

メールアドレス 88tatisi@city.kawasaki.jp

## 8 事業の選考など

(1) 提案された企画提案書については、専門部会において川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき非公開により、選考を行います。

(2) 事業の選考にあたっては、予算、労力、施設の適正使用などを考慮し、実施可能な範囲で選考します。

(3) 提案内容が、市民自主企画事業以外の高津市民館橋分館事業で実施することが適当だと考えられる場合は、高津市民館橋分館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。

(4) 市民（個人）から提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した市民（個人）を含めた5人以上で企画運営委員会等を組織し、学習計画を協議した上で、事業を実施します。

(5) 事業の計画・運営段階において不都合が生じたとき高津市民館橋分館が判断した場合は、事業の実施を取り消すことがあります。

(6) 予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。

(7) 事業は令和6年度予算の確定（川崎市議会の議決）をもって正式決定とします。

## 9 高津市民館橋分館の役割

(1) 経費については、川崎市の委託料とします。学習計画ができた段階で、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）により川崎市と企画運営委員会等又は団体との間で委託契約を交わし、事業の実施前に一括して支払うものとします。

委託契約にあたっては、企画運営委員会等又は団体は、所定の書式による見積書・事業計画書（学

習計画書)等を提出していただきます。

(2) 委託料以外の収入については、次のものも経費に充てることができます。

ア 参加団体・グループを募ってのイベント事業については、参加団体・グループからの適正な範囲での負担金。

イ 民間からの助成金や賛助金、寄付金などで公共性を損なわない範囲のもの。

(3) 委託金額については、特に規定はありませんが、事業の趣旨を踏まえて適切に積算し提案するものとします。

(4) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。

講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。

また、受託した企画運営委員会等又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。

保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、またそれぞれの合算とすることができます。

(5) 会場と広報の協力

ア 会場を高津市民館橘分館とした場合、教育委員会主催事業として会場使用料は無料となります。

イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、高津市民館橘分館ホームページへの掲載など。(チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます)

(6) 企画運営会議への参画

よりよい事業を目指して、企画運営委員会等又は団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会等又は団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な事業の企画や実施方法などを協議していきます。

## 10 個人情報の取扱い

事業の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、事業終了後速やかに破棄するものとします。

ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。

イ 個人情報を主催者以外へ提供しないものとします。

ウ 個人情報を複製しないものとします。

エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は高津市民館橘分館の保有個人情報管理責任者が行うものとします。

オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに高津市民館橘分館の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うものとします。

## 11 実績報告及び内容の公表

事業終了後速やかに、関係書類(事業報告書、参加者名簿、出席簿、学級日誌等)を添えて、委託業務完了届一式(委託業務完了届・収支報告書・実施報告書)を提出するものとします。また、事業の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を高津市民館橘分館が主催する報告会等にて、報告・公開するものとします。

## 12 その他、関係する要綱など

この事業は、別途定める川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱によるものとします。

(第1号様式)

<b>市民自主学級企画提案書</b>		提案年数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> ( ) 年目
<b>館名</b>		提出日	年 月 日
<b>学級名</b> 仮称で結構です。			
<b>企画意図</b> なぜこの学級を提案しようと思われたかについて簡潔にご記入ください。			
<b>取り上げる課題</b> 地域や社会の課題などを箇条書きでご記入ください。			
<b>課題の解決</b> 課題の解決に向けて考えていることをご記入ください。			
<b>公益的な事業</b> 地域に求められていると考える点や、実施することで期待できる地域への効果についてご記入ください。			
<b>発展性</b> 学級が終了した後、地域などでの学びや成果の広がりについてご記入ください。			
<b>実施館との協働</b> 協働で得られる効果や実施館と企画を考えていく取り組み方についてご記入ください。			

<p><b>主な学習内容</b></p> <p>①学習内容の大まかな流れ          ②学習の進め方、学習方法など          ③参加対象、会場          ④継続して提案する場合は、過去の事業との相違点や発展性についてご記入ください。          ⑤開設時期及び時間帯についてお考えのことをご記入ください。</p>	<p>⑤希望に○をつけてください。          1 おおよその時期（春・夏・秋・冬）          2 曜日（月・火・水・木・金・土・日）          3 時間帯（午前・午後・夜間）          4 特に希望なし</p>																
<p><b>希望学級</b></p> <p>短期・長期のどちらを希望していますか。</p> <p><b>保育の併設</b></p>	<p><input type="checkbox"/>短期学級(5～9回)</p> <p><input type="checkbox"/>長期学級(10～15回)</p> <p><input type="checkbox"/>併設を考えている      <input type="checkbox"/>併設はしない</p>																
<p><b>経費</b></p> <p>おおよその内訳をご記入ください。</p>	<table border="1"> <tr> <td>謝礼(講師等・保育謝礼)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>印刷費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>会場使用料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>物品借上料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table>	謝礼(講師等・保育謝礼)	円	消耗品費	円	印刷費	円	通信費	円	会場使用料	円	物品借上料	円	その他	円	合計	円
謝礼(講師等・保育謝礼)	円																
消耗品費	円																
印刷費	円																
通信費	円																
会場使用料	円																
物品借上料	円																
その他	円																
合計	円																

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

提案する方・団体についてご記入ください。

<p>提案者・団体代表者</p>	<p><b>団体名</b></p> <p>個人で企画提案する場合は不要です。</p>	
	<p>フリガナ</p>	
	<p>氏名</p>	
	<p>住所 電話番号 FAX番号 メールアドレス</p>	<p>住所：〒      -</p> <p>TEL：                      FAX：</p> <p>e-mail：</p>

これまでに、教育文化会館・各市民館・分館で実施された実績をすべてご記入ください。

実施年度	市民自主学級・市民自主企画事業の別（事業名）	実施館
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	

※市民団体については次のものを添付してください。

団体規約（必ず）

会員名簿（必ず）

前年度活動報告書・決算書（書式自由）

今年度活動計画書・予算書（書式自由）

団体に関する申出書（第3号様式）

※個人情報については、川崎市個人情報保護条例に基づき事業執行の目的に限って使用します。

※提案が4年目以上の団体については、今年度の活動において下記のいずれかに該当する場合のみ提案出来ます。該当する番号に○をつけ、その具体的内容を下欄にご記入ください。

- 1 これまでの学習成果を活かし、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- 2 これまでの学習成果を活かし、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- 3 これまでの学習成果を成果物（報告書等）として公表し、地域への活用が見込まれる。
- 4 災害等により、市民学級を開設できなかった。

内 容	
--------	--

※個人については次のものを添付してください。

個人に関する申出書（第4号様式）

(第2号様式)

<b>市民自主企画事業企画提案書</b>		提案年数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> (      ) 年目
<b>館名</b>		提出日	年 月 日
<b>事業名</b> 仮称で結構です。			
<b>企画意図</b> なぜこの事業を提案しようと思われたかについて簡潔にご記入ください。			
<b>取り上げる課題</b> 地域や社会の課題などを箇条書きでご記入ください。			
<b>課題の解決</b> 課題の解決に向けて考えていることをご記入ください。			
<b>公益的な事業</b> 地域に求められていると考える点や、実施することで期待できる地域への効果についてご記入ください。			
<b>発展性</b> 事業が終了した後、地域などでの学びや成果の広がりについてご記入ください。			
<b>実施館との協働</b> 協働で得られる効果や実施館と企画を考えていく取り組み方についてご記入ください。			



これまでに、教育文化会館・各市民館・分館で実施された実績をすべてご記入ください。

実施年度	市民自主学級・市民自主企画事業の別（事業名）	実施館
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	

※市民団体については次のものを添付してください。

団体規約（必ず）

会員名簿（必ず）

前年度活動報告書・決算書（書式自由）

今年度活動計画書・予算書（書式自由）

団体に関する申出書（第3号様式）

※個人情報については、川崎市個人情報保護条例に基づき事業執行の目的に限って使用します。

※提案が4年目以上の団体については、今年度の活動において下記のいずれかに該当する場合のみ提案出来ます。該当する番号に○をつけ、その具体的内容を下欄にご記入ください。

- 1 これまでの学習成果を活かし、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- 2 これまでの学習成果を活かし、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- 3 これまでの学習成果を成果物（報告書等）として公表し、地域への活用が見込まれる。
- 4 災害等により、市民事業を実施できなかった。

内  
容

※個人については次のものを添付してください。

個人に関する申出書（第4号様式）

(第3号様式)

年 月 日

(宛先) 館長

申請者

団体名

住 所

氏 名

印

電 話

### 団体に関する申出書

次の要件を満たしていることを申し出ます。

- (1) 団体は、当該行政区内（分館は設置地区内）を主な活動場所とし、5人以上で構成され、広く入会を受け入れ、民主的に運営されていること。
- (2) 主たる活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体、宗派・宗教団体の利害に係わるもの、公共の利益に反するものではないこと。
- (3) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）の委員又は委員が所属している団体ではないこと。
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号のいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。
- (7) 公序良俗に反しない団体であること。

(第4号様式)

年 月 日

(宛先) 館長

申請者

住 所

氏 名

印

電 話

### 個人に関する申出書

次の要件を満たしていることを申し出ます。

- (1) 当該行政区（分館は設置地区）に在住・在勤・在学している者であること。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）の委員ではないこと。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号のいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。

～ 企画提案に向けてのポイント ～

この表は、企画段階から押さえておきたいポイントをまとめたものです。

このポイントをもとに企画を考え、企画提案会で説明するとわかりやすいと思います。

	ポイント	説明
1	<p><b>「課題」の解決</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、地域や社会の課題について、その解決に向けた学習を行うものです。</p>	<p>○今、地域や社会のどのような課題の解決に向けて、どのような学習が必要なかを考えて企画しましょう。</p> <p>※個人的な趣味やスポーツ・レクリエーションを目的とした事業は原則として対象になりません。</p>
2	<p><b>公益的な事業</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は教育文化会館・市民館・分館が市民と協働で実施する公的な社会教育事業です。</p>	<p>○公の事業として、市の予算や公的な施設などを使って行いますので、多くの市民が学ぶことを望んでいる企画や学習の成果が広く地域へ拡がることを期待できる企画を考えましょう。</p> <p>※提案グループへの助成や活動補助を目的とした事業ではありませんので、日常活動や内部研修、会員募集などの企画は対象になりません。</p>
3	<p><b>地域づくりへの発展</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、生涯学習・市民活動を推進し、地域づくりへの参画を支援するものです。</p>	<p>○学びの成果が個人にとどまらないように、参加者同士や関係する人々が出会い、交流し、話し合うことができるように工夫しましょう。</p> <p>○事業終了後に、地域における市民の学びの場づくりやボランティア等の市民活動などの社会参加につながるように工夫しましょう。</p>
4	<p><b>市民と市民館の協働</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、市民と市民館が協力して企画・運営していくことにより市民の参画力を高め、新しい公共性の確立を目指しています。</p>	<p>○市民館と協働で事業を行うことにより、提案グループがこれまでの活動で培ってきた経験やノウハウを活かし、学習の成果をより高めるように工夫しましょう。</p> <p>○市民館と提案グループが協力し合って、事業を企画し、運営することそのものが学びの場となるように取り組みましょう。</p> <p>※個人提案は、実施が決定したら企画運営委員を公募して市民館と協働で実施していきます。</p>
5	<p><b>地域を活かす</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、地域の特性に応じた魅力的な事業の実施を目指しています。</p>	<p>○地域には様々な知識、技能、経験を持った方々がたくさん活躍しています。また自然や歴史、伝統芸能など、地域には大切な資源が多くあります。地域の特性や特色を活かして、その地域にふさわしい魅力的な事業を企画しましょう。</p>
6	<p><b>予算の適正性</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、適正な予算で効果的な事業の実施を目指しています。</p>	<p>○講師謝礼、紙や文房具、切手代など、事業実施に必要なものを適正に積算しましょう。</p> <p>○事業で作成したものを個人が持ち帰る場合の材料費や、個人に対して掛ける保険料等の費用については受益者負担とします。</p>

## プラザ橘まつりについて

## (1) 事業名 プラザ橘まつり

高津市民館橘分館を利用する団体・グループの学習成果発表の機会をつくとともに、地域住民同士が楽しく交流できる場として、年1回開催している。

地域コミュニティづくりへの貢献及び地域の文化や教育力の向上をめざすため、参加団体の代表者により実行委員会を組織し、実施において企画・運営等について中心となり活動している。

令和5年度は、開館30周年を記念したイベントとして、「参加団体の紹介」、「みんなで唄う30年～歌で振り返りましょう～」、「みんなの声が聞きたい！～プラザ橘でやりたいこと」も同時に実施した。

## (2) 実施内容

- ア 日時 令和5年11月3日（金・祝）
- イ 場所 プラザ橘
- ウ 内容 別紙チラシのとおり



第24回

プラザ橘は今年で  
開館30周年を迎えます。

# プラザ橘まつり

令和5年11月3日(金・祝) 10時~16時

発表団体 2階 第3,4学習室

どなたでも  
お気軽に  
お越しください。

10時15分~ 【オカリーナたちばな】(オカリナ演奏)  
水本先生のご指導のもと、童謡、ポップス等、オカリナの合奏を楽しんでいます。会員募集中です!!



11時30分~ 【読み聞かせボランティアグループどんぐり】(おはなし会)  
子ども達に「おはなし」を通して豊かな心が育つことを願いながら楽しく活動しています。読み聞かせに興味のある方は一緒にどうぞ。

13時~ 【はつらつ練功十八法研究会】(気功体操)  
毎週1回「健康は自分で守る」練功十八法前段、後段、益気功、と呼吸と動作を曲に合わせて励んでおります。ご一緒にどうぞ!!



15時~ 【プラザ橘 開館30周年記念イベント】  
☆☆ プラザ橘まつり 参加団体の紹介  
☆☆ みんなで唄う30年~歌で振り返りましょう!~ ♪伴奏: 笹子まさえ先生♪

協力団体 1階 エントランス、ホール

11:00-14:00  
【社会福祉法人ともかわさき】  
(小物・雑貨の販売)

10:00-15:00  
【高津区市民健康の森を育てる会】  
(竹細工等の販売)

10:00-15:00  
【川崎市青少年の家ユースワーカーズ倶楽部】  
(ヨーヨー釣り、実費)

# 展示団体 2階

10時～16時まで

## ◆◆ギャラリー

### 【セイフウ会】(水彩・油彩作品展示)

プラザ橋で始めて18年。水彩と油彩を楽しく描いている女性だけのメンバーです。水彩は主に季節の草花を、油彩は自由なモチーフで描いています。



### 【書道研究会】(書道作品展示)

新しい会員も増え、山田先生の御指導のもと昇級・昇段を目標に練習に励んでおります。



## ◆◆第2学習室

### 【たちばな絵手紙の会】(絵手紙作品の展示)

月1回浅田先生のご指導のもと活動。墨で絵を描き、色をつけ、感じたことを文字にして添える。楽しいですよ。会員募集中です。



## ◆◆実習室

### 【パッチワークたちばな】(パッチワーク作品の展示)

増田先生ご指導のもと、長年の経験を生かし様々な技法を用い課題に取り組み、また各自、好みの作品もつくり楽しんでます。



### 【川崎医療生協橋支部】(血圧測定・握力測定・癒しのお手玉)

血圧チェックと握力を測ります。握力が弱くなるとペットボトルも開けられません。子どもも大人も楽しめるお手玉にも挑戦してみてください。

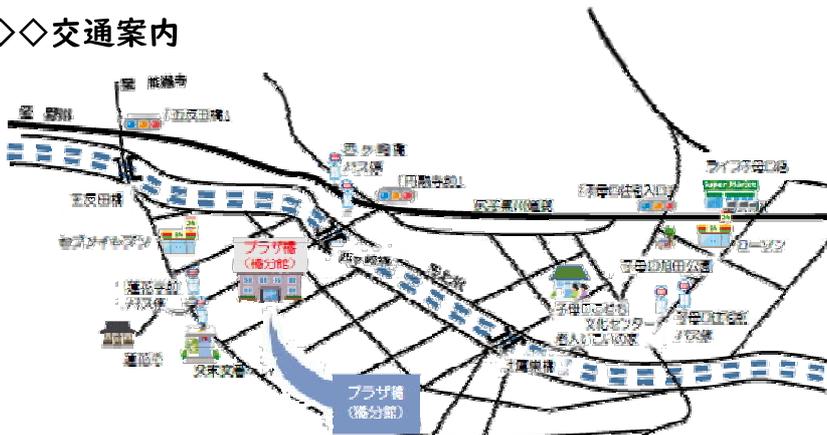
## ◆◆和室

### 【つくるーむ】(お子様から大人まで楽しめる工作・材料費実費)

絵画指導インストラクターと一緒に工作やアートなど様々な“つくる”を楽しむ活動を行っています。一緒に楽しむ仲間を募集中!!



## ◇◇交通案内



- ◆JR「武蔵新城」駅南口 バスロータリー  
東急バス「城01」網島駅行き 約20分
- ◆JR・東急「武蔵溝ノ口」駅南口 5番のりば  
東急バス「溝22」蟹ヶ谷行き 約25分
- ◆JR「武蔵小杉」駅北口 6番のりば  
川崎市バス「杉10」蟹ヶ谷行き 約30分  
⇒「子母口住宅前」下車 徒歩10分

\*駐車スペースに限りがございます。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

主催:プラザ橋まつり実行委員会/川崎市教育委員会

問合せ:プラザ橋(高津市民館・図書館 橋分館)川崎市高津区久末2012-1 TEL:044-788-1531/FAX:044-788-5263

令和 4 ・ 5 年度

川崎市社会教育委員会議高津市民館専門部会

**学びとにぎわいのある市民館を目指して**  
**～市民と共に市民活動の再開と活性化を進める市民館～**

## 報 告 書 (案)



栗山鳳雪氏書・刻「今日ハ生涯一度ノ出会ナリ」 高津市民館所蔵

令和6年3月

# 川崎市社会教育委員会議高津市民館専門部会